

令和4年3月22日

保護者 様

向日市教育委員会  
向日市立第4向陽小学校

本校児童生徒及び教職員の新型コロナウイルスへの感染が確認された場合  
の対応等について

日頃は、本市の教育にご理解とご協力を賜りありがとうございます。

本市におきましては、本年当初から新型コロナウイルスがオミクロン株に置き換わり、学校関係者（児童生徒、教職員）への感染が急増し、感染拡大防止の観点から、一部の学校において学級や学年閉鎖を実施してまいりましたが、3月に入り感染状況は一定収束しているところです。

このような感染状況を踏まえ、今後も継続した感染症対策の徹底が必要であると考えておりますが、児童生徒の出席停止の要件を変更することとします。

つきましては、児童生徒や教職員等（以下、「本校関係者」とします）の感染が確認された場合の対応等について、当分の間、下記のとおりとしますのでご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

記

令和4年3月22日以降の対応

1 学校の臨時休業等の対応について

本校関係者（児童生徒、教職員等）の感染や濃厚接触者等が複数確認された場合

「一部の学級において、感染者や濃厚接触者（家庭内の感染による濃厚接触者含む）、体調不良者等による欠席者が複数確認された場合、『5日間（休日を含む）』を目安に学級閉鎖とする場合があります。

なお、複数の学級において学級閉鎖を行う場合は、学年閉鎖とし、複数の学年において学年閉鎖を行う場合は、学校全体を臨時休業する場合があります。」

2 児童生徒の出席停止等の対応について

児童生徒本人または同居する家族に風邪症状等の体調不良が見られる場合や、児童生徒本人が濃厚接触者等に特定された場合、また、児童生徒本人がPCR検査を受検した場合や新型コロナウイルスに感染した場合

① 児童生徒の同居する家族の職場に感染者又は濃厚接触者がいる場合

（例）児童生徒の同居する父の勤務先に感染者又は濃厚接触者がいることが判明したが、父は濃厚接触者に特定されていない。

「児童生徒は通常どおり登校可能です。」

② 児童生徒の同居する家族が、濃厚接触者に特定された場合や、PCR検査を受検することになった場合

(例) 児童生徒と同居する母の勤務先に感染者がおり、母が濃厚接触者に特定された。

(例) 児童生徒と同居する就学前のきょうだいが、PCR検査を受検することになった。

「現在の感染状況においては、児童生徒は通常どおり登校可能とします。ただし、同居の家族に体調不良等が見られない場合のみとします。」

③ 児童生徒及び同居する家族が風邪症状等の体調不良が見られる場合

「児童生徒本人に風邪症状等の体調不良が見られる場合は、登校を控えてください（出席停止の取扱い）。また、同居する家族に同様の体調不良が見られる場合につきましても、登校を控えてください（出席停止の取扱い）。」

④ 児童生徒が、本人の体調不良によりPCR検査を受検することになった場合

(例) 児童生徒が体調不良により、医療機関を受診しPCR検査を受検することになった。

「保護者は、速やかに学校に連絡してください。また、児童生徒は、検査結果が判明するまで登校を控えてください（出席停止の取扱い）。その後、「陰性」が判明し、症状がなくなり次第、登校可能です。」

⑤ 児童生徒の同居する家族が感染した場合

「保健所により、児童生徒が感染者の濃厚接触者と特定された場合は、PCR検査を受検し、その結果が「陰性」であっても、感染者との最終接触日の翌日から7日間（現在のオミクロン株における自宅待機期間）は出席停止とします。

なお、自宅待機期間については、乙訓保健所から連絡がありますので、保護者は、伝えられた自宅待機期間を学校へ連絡してください。」

⑥ 児童生徒が感染した場合

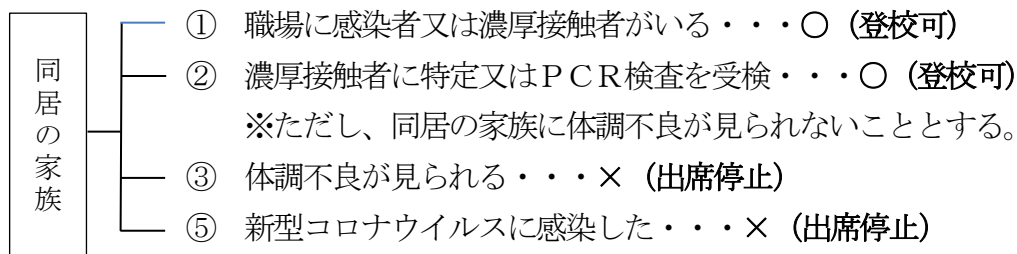
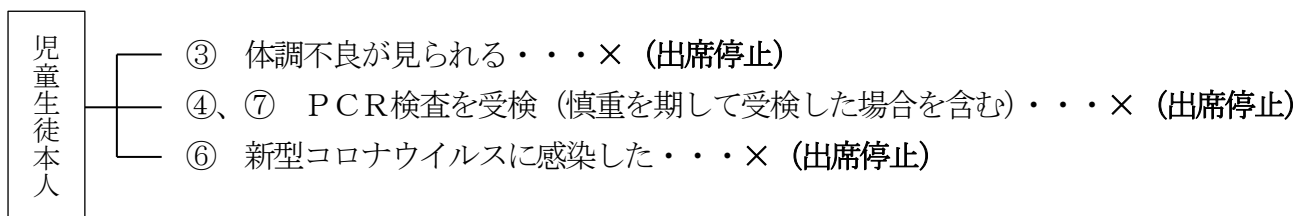
「児童生徒は入院又は自宅療養等となり、治癒するまで出席停止とします。なお、療養期間については、乙訓保健所から連絡がありますので、保護者は、伝えられた療養期間を学校へ連絡してください。」

⑦ 児童生徒が、慎重を期してPCR検査を受検した場合

(例) 同じ学級に感染者がいることが判明し、保健所の調査で濃厚接触者には特定されなかったが、慎重を期してPCR検査を受検することとなった。

「児童生徒はPCR検査を受検し、検査結果が判明するまで出席停止とします。その後、「陰性」が判明した日の翌日から登校可能となります。なお、濃厚接触者に特定されていない児童生徒がPCR検査を受検する場合、そのきょうだいが小中学校へ登校することは可能です。」

<児童生徒の出席停止等の対応一覧> ※丸数字は前項の番号



3 保護者のご理解とご協力について

- ① 児童生徒及び同居のご家族がPCR検査を受検することになった場合、速やかに学校に連絡してください。また、その後の検査結果についても同様に連絡してください。  
なお、学校業務時間外や休日の場合は、市役所（931-1111）へ連絡していただくこととし、あらためて学校から保護者へ連絡します。学校時間外や休日に市役所に電話していただく際、冒頭にオートメッセージが流れますので、しばらくお待ちください。
- ② 学校を臨時休業する場合は、文書やメール配信、電話等により連絡します。感染判明が下校終了後の時間帯になることが多く、遅い時間に連絡することがあります。
- ③ 学校関係者の感染が判明し、臨時休業等の措置を講ずる場合には学校名を公表することとなります。
- ④ 学校におきましては、今後とも新しい生活様式に沿って感染症対策を講じながら、すべての児童生徒の学びの保障に努めてまいります。各ご家庭におかれましても、引き続き朝の検温等、健康管理に御留意いただき、児童生徒に風邪症状等の体調不良が見られる場合、また、同居の家族に体調不良が見られる場合は、登校を控えていただきますようお願いいたします。
- ⑤ 学校において感染が確認された場合、学校では感染者やその家族等へ差別や誹謗中傷は許されないこと、思いやりを持つことの大切さを指導しております。各御家庭におかれましても、身の周りに差別等につながる発言や行動があったときには、引き続き差別や誹謗中傷は許されないことを話し合ってください、同調せずに止める立場になっていただきますようお願いいたします。

担 当	学校教育課 (ダイヤルイン)
連絡先	075-874-2998